

被害者の自賠法の直接請求権の額と 労災保険給付を行って国に移転した 同直接請求権の額の合計額が自賠責 保険金額を超える場合であっても 自賠責保険会社が国に対してした 損害賠償額の支払いは有効な弁済に 当たるとした事例

—最判令和4年7月14日自動車保険ジャーナル2119号1頁

弁護士 長野 浩三

1 本件の概要

本件は、交通事故によって傷害を受けた被害者が、加害車両を被保険自動車とする自賠責保険会社に対し、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条1項の規定による請求権（以下「直接請求権」という。）に基づき、保険金額120万円の限度における損害賠償額から自賠責保険会社の被害者に対する既払金を控除した残額の支払を求める事案である。自賠責保険会社は、被害者が上記事故による傷害に関して労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく給付（以下「労災保険給付」という。）を受けたことにより国に移転した直接請求権の行使を受け、国に対して支払（以下「本件支払」という。）をしていることから、本件支払が有効な弁済に当たるか否かが争われている。

2 最判平成30年9月27日判例タイムズ1458号100 頁、判例時報2401号22頁

同最判は、被害者の直接請求権と労災保険給付を行ったために国に移転した直接請求権の関係に関し、「被害者が労災保険給付を受けてもなお填補されない損害（以下「未填補損害」という。）について直接請求権を行使する場合は、他方で労災保険法12条の4第1項により国に移転した直接請求権が行使され、被害者の直接請求権の額と国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても、被害者は、国に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で自賠法16条1項に基づき損害賠償額の支払を受けることができるものと解するのが相当である。」と判示して、被害者の直接請求権が優先すると

していた。

3 本件最判の判示

本件最判は、次のとおり判示して本件支払を有効な弁済とした。

「直接請求権は、被害者の被保険者（加害者）に対する自賠法3条の規定による損害賠償請求権と同額のものとして成立し、被害者に対する労災保険給付が行われた場合には、労災保険法12条の4第1項により上記労災保険給付の価額の限度で国に移転するものであって、国は上記価額の限度で直接請求権を取得することになる。被害者は、未填補損害について直接請求権を行使する場合は、他方で同項により国に移転した直接請求権が行使され、上記各直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても、国に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるものであるが（前掲最高裁平成30年9月27日第一小法廷判決参照）、このことは、被害者又は国が上記各直接請求権に基づき損害賠償額の支払を受けるにつき、被害者と国との間に相対的な優先劣後関係があることを意味するにとどまり、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対してした損害賠償額の支払について、弁済としての効力を否定する根拠となるものではないというべきである（なお、国が、上記支払を受けた場合に、その額のうち被害者が国に優先して支払を受けるべきであった未填補損害の額に相当する部分につき、被害者に対し、不当利得として返還すべき義務を負うことは別論である。）。

したがって、被害者の有する直接請求権の額と、労災保険法12条の4第1項により国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対して自賠責保険金額の限度でした損害賠償額の支払は、有効な弁済に当たると解するのが相当である。

そして、前記事実関係等によれば、本件支払は有効な弁済に当たる。」

4 考察

上記平成30年最判が判示されるまでは、労災保険給付を行ったことによる国の直接請求権と被害者の直接請求権が競合したケースについては、各請求額に応じて按分して処理を行い①、また、国からの直接請求があった時点で被害者の直接請求権が行使されていな

い場合は国に対して保険金額に至るまで支払う処理(②)が行われていた。

本件最判では、平成30年最判を踏まえて、①の処理が行われた場合に自賠責保険会社の国に対する弁済が有効かどうかの問題となった。本件最判は、平成30年最判につき、被害者と国との間に相対的優先劣後関係があるとするにとどまり、自賠責保険会社が行った弁済の効力を否定する根拠とはならないとした。なお、本件最判と同日の別の最判では②も有効な弁済とされた。

仮にこの自賠責保険会社の国への弁済の効力を否定すれば、自賠責保険会社は被害者に対し重複して支払い、国に対し不当利得返還請求をすることになるが、このような煩瑣な関係を避けたものといえる。

本件最判は、「なお、国が、上記支払を受けた場合に、その額のうち被害者が国に優先して支払を受けるべきであった未填補損害の額に相当する部分につき、被害者に対し、不当利得として返還すべき義務を負うことは別論である。」として、国への弁済を有効としつつ、被害者が国に対し未填補部分につき不当利得として返還請求できるかのような判示をする。素直に読めば、これが可能と判示していると思われるが、国への弁済を有効としていることから、国の弁済受領が不当利得となると結論づけることが可能か疑問であり、この「なお」書きの解釈は今後問題となると思われる。

参考文献

・保険毎日新聞2022年8月15日号